



## 土地・家屋の利用状況を 変更された場合はご連絡を!



税務課資産税係  
(三田川庁舎) ☎37-0334

固定資産税の適正かつ公平な課税を行うためには、  
利用状況の把握が必要です。

町では、実地調査等により状況把握に努めています  
が、所有者様からご申告(ご連絡)いただくことが最も  
有効な把握方法となります。

土地、家屋の利用状況を変更された場合または過去  
に変更されていて課税と現況に相違が生じている場合  
は、お手数をおかけしますが、税務課へご連絡をお願  
いします。



### “ご連絡をいただきたい利用状況変更” の例

#### ● 土地の利用状況を変更した場合

例：課税地目「山林」の土地の樹木を伐採し、資材置  
き場として使用している。

#### ● 家屋の一部または全部の用途を変更した場合

例：「事務所」として使用していた建物を「住宅」に  
変更して使用している。

#### ● 家屋の一部または全部を取り壊した場合

#### ● 家屋を新築または増築した場合

※利用状況変更についての登記をされている場合は、  
ご連絡は不要です。ただし、住宅用地への変更又は  
住宅用地から他の用途への変更は、変更登記の有無  
にかかわらず「住宅用地申告書」を提出していただく  
必要があります。